

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 北本幸寛
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 桑原亮介
電話番号 03-5464-2380

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、下記の通り「内部統制システムの基本方針」の一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改訂後の内容は下記の通りです。

記

内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を当社グループの役職員が法令・定款及び社会規模を遵守した行動をとるための行動規範とし設ける。
 - ② その周知・徹底を図るため、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同室を中心に役職員教育を行う。
 - ③ 代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、経営企画室と連携の上、コンプライアンス体制遂行の状況を監視する。
 - ④ 定期的に取り締り役会及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等については従業員が内部監査部門への直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営する。
 - ⑤ 当社グループは、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備すると共に、通報者に不利益が生じないことを確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
 - ② 取締役及び監査役並びに内部監査部門は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスク

については、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。

- ② 新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
 - ② 社内規程に基づく会社の権限分配・意思決定ルールによる権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT を活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業連会議の効率化を実現するシステムを構築する
 5. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えて、当社経営企画室はこれらを横断的に推進し、管理する。
 - ② グループ企業間との緊密な連絡体制の構築とグループ経営会議を開催し、担当部門より取締役会及び監査役会への報告を行う。
 - ③ 各グループ会社が当社のコンプライアンス規定と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。
 - ④ 各グループ会社からの内部通報は、当社の社長、監査役、外部弁護士等に直接通報できるものとする。
 6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役は、内部監査部門所属の使用人を監査役との連絡事務局とし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その結果を監査役会に報告するものとする。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得た上で決定するものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行うものとする。
 7. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - ① 取締役または内部監査部門の使用人は、監査役会に対して、取締役会や当社経営会議、グループ経営会議等の法定の事項に加え、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
 - ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
 8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役会と代表取締役社長及び内部監査部門との間の定期的な会合を設定するとともに、連絡を密にすることで適宜課題抽出・解決案策定等の意見交換を行う。

- ② 監査役会は会計監査人と、定期的な情報交換等の連携を図り会計監査人より会計監査内容の説明を受ける。
- ③ 当社グループは監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。